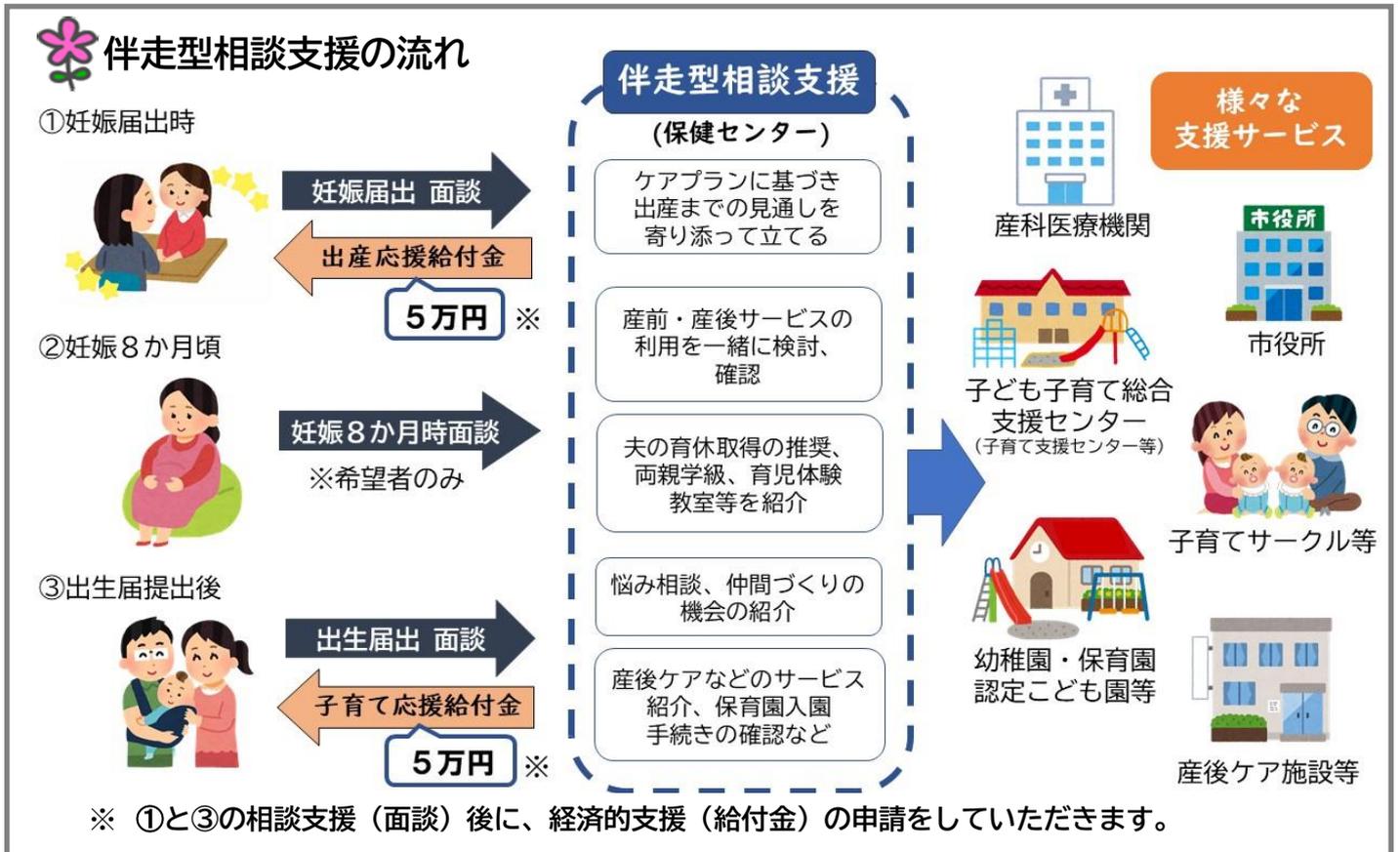


伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の 一体的実施事業について

すべての妊産婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報提供を行うことを通じて、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。また、相談支援と経済的支援（出産・子育て応援給付金の給付）を一体として実施します。



① 妊娠届出時……妊娠届出時に面談を実施し、「出産応援給付金」の申請をしていただきます。

当日申請されなかった場合は、面談日（妊娠届出日）から3か月以内に出産応援給付金申請書と口座確認書類（通帳の写し）を返信用封筒で郵送するか、電子（LINE）で申請してください。

② 妊娠8か月頃……ご自宅にアンケートを送付します。同封の返信用封筒で必ず返信してください。
 希望者のみ、保健師や助産師等が面談にてご相談に応じます。
 （アンケートは、電子申請も可能です。詳細については、個別にご案内します。）

③ 出生届提出後……新生児訪問等で、保健師や助産師がご相談に応じます。詳しくは、出生届出時にご案内します。面談後に、「子育て応援給付金」の申請をしていただきます。

不明な点については、下記にお問い合わせください。

◎伴走型相談支援について

保健センター

〒939-0241
 射水市中村 38 番地
 ☎ (0766)52-7070

◎経済的支援について

こども福祉課

〒939-0294
 射水市新開発 410 番地 1
 ☎ (0766)51-6546